資　料　編　1

調査測定結果

1 水質汚濁

（1）河川水質

令 和 6 年 度　水 質 測 定 結 果 表（河川）

	河川名		松尾川				松尾川				父鬼川				槇尾川				槇尾川				松尾川			
	地点名		冬堂橋				箕形橋				阿弥陀橋				城前橋				桑原大橋				西の谷橋			
	調査機関名		和泉市				和泉市				和泉市				和泉市				和泉市				和泉市			
	測定値		最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数	最小値	最大値	平均値	測定回数
	流量	(m^3/S)	0.03	0.19	0.11	4	0.00	0.43	0.12	4	0.03	0.88	0.26	4	0.01	0.20	0.09	4	0.02	0.42	0.20	4	0.02	0.13	0.06	4
生活環境項目	ｐ　Ｈ	(－)	7.9	8.7	8.2	4	6.9	8.9	8.1	4	7.9	9.0	8.3	4	7.1	8.9	8.1	4	6.8	8.9	7.9	4	7.7	8.5	8.0	4
	Ｄ　Ｏ	(mg/L)	9.3	14	11.0	4	9.8	15	12	4	8.7	14	11	4	9.0	12	11	4	10	15	12	4	9.4	13	11	4
	Ｂ　Ｏ　Ｄ	(mg/L)	<0.5	4.3	1.9	4	0.6	1.8	1.2	4	<0.5	0.7	0.6	4	0.6	1.2	0.8	4	0.8	2.1	1.4	4	0.5	1.5	0.8	4
	Ｃ　Ｏ　Ｄ	(mg/L)	3.4	8.0	5.2	4	4.1	6.1	5.0	4	1.2	3.7	1.9	4	2.1	4.4	3.9	4	4.0	5.4	4.6	4	3.2	4.2	3.6	4
	Ｓ　Ｓ	(mg/L)	<1.0	5	2	4	<1	12	5	4	<1	2	1	4	<1	2	1	4	1	3	2	4	1	1	1	4
	大腸菌数	(CFU/100mL)	0.52×10^2	3.1×10^2	1.6×10^2	4	160	710	410	4	32	280	120	4	49	130	81	4	1700	6700	3900	4	190	550	290	4
	全窒素	(mg/L)	1.00	1.7	1.3	4	0.77	1.7	1.2	4	0.69	0.99	0.79	4	1.4	1.9	1.5	4	0.95	1.9	1.5	4	1.0	1.8	1.4	4
	全りん	(mg/L)	0.067	0.1	0.082	4	0.043	0.085	0.059	4	0.024	0.041	0.028	4	0.052	0.11	0.088	4	0.074	0.19	0.11	4	0.072	0.30	0.14	4
	全亜鉛（水生生物）	(mg/L)	0.011	0.011	0.011	1	0.009	0.009	0.009	1	0.007	0.007	0.007	1	0.007	0.007	0.007	1	0.012	0.012	0.012	1	0.011	0.011	0.011	1
	ノニルフェノール（水生生物）	(mg/L)	<0.00006	<0.00006	<0.00006	1	<0.00006	<0.00006	<0.00006	1	<0.00006	<0.00006	<0.00006	1	<0.00006	<0.00006	<0.00006	1	<0.00006	<0.00006	<0.00006	1	<0.00006	<0.00006	<0.00006	1
	LAS（水生生物）	(mg/L)	0.0011	0.0011	0.0011	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	0.010	0.010	0.010	1	0.0056	0.0056	0.0056	1	0.0023	0.0023	0.0023	1
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
	全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1	<0.1	<0.1	<0.1	1
	鉛	(mg/L)	0.009	0.009	0.009	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
	六価クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1	<0.004	<0.004	<0.004	1
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1	<0.001	<0.001	<0.001	1
	セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1	<0.002	<0.002	<0.002	1
	ふっ素	(mg/L)	0.16	0.16	0.16	1	0.19	0.19	0.19	1	0.08	0.08	0.08	1	0.15	0.15	0.15	1	0.16	0.16	0.16	1	0.16	0.16	0.16	1
	ほう素	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	1	0.10	0.10	0.10	1	0.04	0.04	0.04	1	0.17	0.17	0.17	1	0.17	0.17	0.17	1	<0.02	<0.02	<0.02	1
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	4	<0.005	<0.005	<0.005	4	<0.005	<0.005	<0.005	4	<0.005	<0.005	<0.005	4	<0.005	<0.005	<0.005	4	<0.005	<0.005	<0.005	4
特殊項目	n－ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	<0.5	1
	フェノール類	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1	<0.005	<0.005	<0.005	1
	銅	(mg/L)	0.015	0.015	0.015	1	0.010	0.010	0.010	1	0.010	0.010	0.010	1	0.009	0.009	0.009	1	0.008	0.008	0.008	1	0.006	0.006	0.006	1
	鉄（溶解性）	(mg/L)	0.32	0.32	0.32	1	0.19	0.19	0.19	1	<0.08	<0.08	<0.08	1	0.08	0.08	0.08	1	0.10	0.10	0.10	1	0.27	0.27	0.27	1
	マンガン（溶解性）	(mg/L)	0.01	0.01	0.01	1	0.04	0.04	0.04	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	<0.01	<0.01	<0.01	1	0.01	0.01	0.01	1	0.04	0.04	0.04	1
	全クロム	(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1	<0.03	<0.03	<0.03	1
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	0.02	0.04	0.03	4	<0.01	0.02	0.02	4	<0.01	0.02	0.02	4	<0.01	0.03	0.02	4	0.01	0.04	0.03	4	<0.01	0.03	0.02	4
	アンモニア性窒素	(mg/L)	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1	<0.04	<0.04	<0.04	1
	硝酸性窒素	(mg/L)	1.1	1.1	1.1	1	1.0	1.0	1.0	1	0.64	0.64	0.64	1	1.0	1.0	1.0	1	0.87	0.87	0.87	1	1.0	1.0	1.0	1
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.08	0.08	0.08	1	0.04	0.04	0.04	1	0.07	0.07	0.07	1	0.06	0.06	0.06	1	0.09	0.09	0.09	1	0.13	0.13	0.13	1
	りん酸性りん	(mg/L)	0.056	0.056	0.056	1	0.021	0.021	0.021	1	0.022	0.022	0.022	1	0.067	0.067	0.067	1	0.043	0.043	0.043	1	0.055	0.055	0.055	1
その他項目	全鉄	(mg/L)	0.44	0.44	0.44	1	0.29	0.29	0.29	1	0.08	0.08	0.08	1	0.08	0.08	0.08	1	0.11	0.11	0.11	1	0.53	0.53	0.53	1
	全マンガン	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	1	0.05	0.05	0.05	1	<0.02	<0.02	<0.02	1	<0.02	<0.02	<0.02	1	<0.02	<0.02	<0.02	1	0.05	0.05	0.05	1
	電気伝導度	(mS/m)	19	50	31	4	32	47	39	4	8	42	19	4	29	59	41	4	27	62	40	4	21	49	34	4

(2) 河川水質の推移

項目	調査機関	年度 / 測定地点	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
水素イオン濃度 (pH)	和泉市	冬堂橋	7.9～8.0	7.6～7.7	7.8～8.4	7.8～9.2	8.2～9.0	9.0～9.7	8.1～9.2	8.0～9.1	8.4～9.0	7.9～8.7
		箕形橋	8.0～8.6	7.8～8.2	7.9～9.0	8.2～9.0	7.9～8.6	8.2～8.9	7.6～8.5	7.9～8.4	8.2～9.1	6.9～8.9
		阿弥陀橋	7.4～7.8	7.5～8.1	7.9～8.3	7.8～8.2	7.6～7.9	7.7～7.9	8.0～8.4	7.7～7.9	8.0～8.6	7.9～9.0
	大阪府	新緑田橋	7.1～9.2	6.6～9.2	7.0～9.1	6.7～9.2	7.1～9.2	7.3～9.3	7.7～9.3	7.6～9.4	7.5～9.3	7.6～9.0
		繁和橋	6.3～10.1	6.7～9.3	6.8～9.3	6.5～9.6	7.1～9.4	7.3～9.5	7.3～9.9	7.6～9.5	7.3～9.6	7.6～9.4
		神田橋	6.9～9.2	6.7～9.3	7.2～9.3	6.7～9.2	7.3～10.3	7.2～9.6	6.9～8.8	7.5～9.5	7.4～9.6	6.9～9.2
		東條橋	6.8～8.6	6.9～8.5	7.2～8.4	6.7～8.4	7.4～9.3	7.2～9.0	7.3～8.8	7.5～8.5	7.5～8.9	6.8～8.2
生物化学的酸素要求量 (BOD) mg/L	和泉市	冬堂橋	1.4	1.5	1.8	2.2	1.4	1.8	1.0	2.2	0.9	1.9
		箕形橋	2	1.8	1.5	1.5	1.4	1.7	1.0	1.9	1.0	1.2
		阿弥陀橋	0.8	0.7	1.2	0.7	<0.5	1.0	0.6	1.5	0.6	0.6
	大阪府	新緑田橋	2.2	2.3	2.6	2.7	2.7	2.6	2.5	2.3	2.0	2.0
		繁和橋	1.9	2.0	2.0	2.2	2.0	2.1	2.2	1.7	1.5	1.5
		神田橋	1.1	1.3	1.3	1.4	1.3	1.4	1.6	1.3	1.2	1.0
		東條橋	1	1.4	0.9	1.4	1.5	1.3	2.0	1.0	0.9	1.4
浮遊物質量 (SS) mg/L	和泉市	冬堂橋	2	3	5	4	8	2	6	3	2	2
		箕形橋	5	3	2	2	5	2	3	2	3	5
		阿弥陀橋	1	1	<1	3	<1	<1	1	<1	1	1
	大阪府	新緑田橋	4	6	7	6	6	3	3	4	6	5
		繁和橋	6	4	6	4	4	3	3	2	5	3
		神田橋	6	2	4	1	1	2	1	2	2	1
		東條橋	2	4	2	3	2	2	1	1	2	5
溶存酸素量 (DO) mg/L	和泉市	冬堂橋	9.0	8.9	9.7	13.0	11.2	12.8	6	12	9.9	11.0
		箕形橋	11.0	10.1	11.1	14.0	10.8	11.5	3	11	11	12.0
		阿弥陀橋	10.0	10.0	10.3	11.0	10.3	10.1	10	10	9.4	11.0
	大阪府	新緑田橋	12.0	12.0	13.0	11.0	12.0	12.0	11.0	12.0	11.0	11.0
		繁和橋	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	14.0	15.0	13.0	12.0
		神田橋	10.0	10.0	11.0	12.0	12.0	11.0	11.0	12.0	11.0	11.0
		東條橋	9.8	9.7	11.0	10.0	11.0	10.0	11.0	11.0	10.0	9.8
大腸菌群数 (Coli-G) MPN/100 ml	和泉市	冬堂橋	4.6×10^{4}	7.8×10^{3}	7.8×10^{3}	6.5×10^{3}	7.0×10^{3}	1.4×10^{3}	9.6×10^{3}	3.4×10^{2}(※)	1.1×10^{2}(※)	1.6×10^{2}(※)
		箕形橋	1.3×10^{4}	2.7×10^{3}	2.7×10^{3}	2.4×10^{3}	1.1×10^{4}	2.5×10^{4}	3.8×10^{3}	2.2×10^{2}(※)	2.3×10^{2}(※)	4.1×10^{2}(※)
		阿弥陀橋	5.6×10^{3}	1.6×10^{3}	1.6×10^{3}	1.5×10^{4}	1.4×10^{3}	4.2×10^{3}	2.0×10^{3}	2.0×10^{2}(※)	1.3×10^{2}(※)	1.2×10^{2}(※)
	大阪府	新緑田橋	5.0×10^{5}	7.1×10^{4}	2.7×10^{4}	2.3×10^{4}	3.7×10^{4}	3.1×10^{4}	1.6×10^{4}	5.1×10^{1}	4.1×10^{2}	3.8×10^{2}
		繁和橋	2.5×10^{4}	5.9×10^{4}	1.4×10^{4}	9.0×10^{3}	1.2×10^{4}	2.0×10^{4}	8.5×10^{3}	6.6×10^{1}	3.0×10^{2}	2.8×10^{2}
		神田橋	1.3×10^{4}	1.6×10^{4}	1.4×10^{4}	1.0×10^{4}	5.9×10^{3}	1.1×10^{4}	1.0×10^{4}	4.8×10^{1}	3.4×10^{2}	5.2×10^{2}

(※) 令和４年度より大腸菌群数 (MPN/100 ml) →大腸菌数 (CFU/100 ml) に変更

令和６年度　支川等の水質調査結果

分析項目	単位	西ノ川	除谷池	東松尾川	長谷川	今池	小川	東槇尾川	環境基準※
		2月26日	2月26日	2月26日	2月26日	2月26日	2月26日	2月26日	
ｐＨ	（－）	7.7	8.1	8.0	7.9	7.7	8.2	8.1	－
ＤＯ	(mg/L)	12	13	14	13	15	15	13	－
ＢＯＤ	(mg/L)	0.9	1.9	0.6	2.6	2.3	<0.5	<0.5	－
ＣＯＤ	(mg/L)	6.8	9.2	5.2	7.8	16	2.4	1.6	－
カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
ＰＣＢ	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
チオベンゼンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	0.32	0.19	0.21	0.17	0.24	0.16	0.23	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	0.87	0.15	0.20	0.06	0.36	0.04	0.05	1mg/L以下
1，4-ジオキサン	(mg/L)	0.007	<0.005	0.002	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
フェノール類	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.008	0.008	<0.005	－
亜硝酸性窒素	(mg/L)	<0.04	<0.04	<0.04	0.06	0.04	<0.04	<0.04	10mg/L以下
硝酸性窒素	(mg/L)	1.4	0.24	2	1	1.5	0.68	0.31	
電気伝導度	(mS/m)	410	38	84	33	83	39	55	－

※人の健康の保護に関する環境基準

2　定期環境調査結果

大気質・気象　期間測定結果表［二酸化硫黄］

測定期間：令和６年５月 28 日～令和６年６月 24 日

測　定　局	有効測定日数	測　定時間数	期間平均値	１時間値の最　高　値	日平均値の最　高　値	１時間値が 0.10 ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04 ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04 ppm を超えた日が２日以上連続したことの有無
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（時間）	（%）	（日）	（%）	有×　無○
池田下局	28	666	0.003	0.005	0.004	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	28	667	0.003	0.006	0.004	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象　期間測定結果表［浮遊粒子状物質］

測定期間：令和６年５月 28 日～令和６年６月 24 日

測　定　局	有効測定日数	測　定時間数	期間平均値	１時間値の最　高　値	日平均値の最　高　値	１時間値が 0.20 mg/m³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日数とその割合		日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日が ２日以上連続したことの有無
	（日）	（時間）	（mg/m³）	（mg/m³）	（mg/m³）	（時間）	（%）	（日）	（%）	有×　無○
池田下局	28	667	0.011	0.060	0.020	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	28	667	0.014	0.039	0.022	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象　期間測定結果表［二酸化硫黄］

測定期間：令和６年10月21日～令和６年11月17日

測定局	有効測定日数	測定時間数	期間平均値	１時間値の最高値	日平均値の最高値	１時間値が0.10 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日が２日以上連続したことの有無
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（時間）	（%）	（日）	（%）	有×　無○
池田下局	28	666	0.002	0.007	0.003	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	28	666	0.002	0.006	0.003	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象　期間測定結果表［浮遊粒子状物質］

測定期間：令和６年10月21日～令和６年11月17日

測定局	有効測定日数	測定時間数	期間平均値	１時間値の最高値	日平均値の最高値	１時間値が0.20 mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数とその割合		日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が２日以上連続したことの有無
	（日）	（時間）	（mg/m³）	（mg/m³）	（mg/m³）	（時間）	（%）	（日）	（%）	有×　無○
池田下局	28	667	0.009	0.051	0.023	0	0.0	0	0.0	○
室堂局	28	666	0.013	0.045	0.025	0	0.0	0	0.0	○

大気質・気象　期間測定結果表［一酸化窒素］

測定期間：令和６年５月28日～令和６年６月24日

測　定　局	有効測定日　数	測　定時間数	期間平均値	１時間値の最　高　値	日　平　均　値　の最　高　値
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）
池田下局	28	663	0.000	0.011	0.002
室堂局	28	663	0.000	0.008	0.001

大気質・気象　期間測定結果表［二酸化窒素］

測定期間：令和６年５月28日～令和６年６月24日

測　定　局	有効測定日数	測　定時間数	期間平均値	１時間値の最　高　値	日平均値の最高値	１時間値が 0.20 ppm を超えた時間数とその割合		１時間値が 0.10 ppm 以上 0.20 ppm 以下の時間数とその割合		日平均値が 0.06 ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm 以下の日数とその割合	
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（時間）	（%）	（時間）	（%）	（日）	（%）	（日）	（%）
池田下局	28	663	0.009	0.032	0.014	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
室堂局	28	663	0.007	0.031	0.011	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

大気質・気象　期間測定結果表［窒素酸化物］

測定期間：令和６年５月28日～令和６年６月24日

測　定　局	有効測定日　数	測　定時間数	期間平均値	１時間値の最　高　値	日　平　均　値　の最　高　値	年平均値の $NO_2/(NO+NO_2)$
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（%）
池田下局	28	663	0.010	0.036	0.015	92.2
室堂局	28	663	0.008	0.039	0.012	92.0

大気質・気象　期間測定結果表［一酸化窒素］

測定期間：令和 6 年 10 月 21 日～令和 6 年 11 月 17 日

測　定　局	有効測定日　数	測　定時間数	期間平均値	1 時 間 値 の最　高　値	日　平　均　値　の最　高　値
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）
池田下局	28	661	0.003	0.034	0.007
室堂局	28	660	0.000	0.018	0.003

大気質・気象　期間測定結果表［二酸化窒素］

測定期間：令和 6 年 10 月 21 日～令和 6 年 11 月 17 日

測　定　局	有効測定日数	測　定時間数	期間平均値	1 時 間 値 の最　高　値	日平均値の最高値	1 時間値が 0.20 ppm を超えた時間数とその割合		1 時間値が 0.10 ppm 以上 0.20 ppm 以下の時間数とその割合		日平均値が 0.06 ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm 以下の日数とその割合	
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（時間）	（%）	（時間）	（%）	（日）	（%）	（日）	（%）
池田下局	28	661	0.011	0.046	0.019	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
室堂局	28	660	0.007	0.045	0.013	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

大気質・気象　期間測定結果表［窒素酸化物］

測定期間：令和 6 年 10 月 21 日～令和 6 年 11 月 17 日

測　定　局	有効測定日　数	測　定時間数	期間平均値	1 時 間 値 の最　高　値	日　平　均　値　の最　高　値	年平均値の $NO_2/(NO+NO_2)$
	（日）	（時間）	（ppm）	（ppm）	（ppm）	（%）
池田下局	28	661	0.014	0.066	0.025	80.9
室堂局	28	660	0.007	0.063	0.016	90.1

資　料　編　２

環境基準及び大阪府環境保全目標等

環境基準及び環境保全目標等

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められている。

大阪府では環境総合計画において、府民の健康を保護し生活環境を保全するための望ましい水準として環境保全目標を定めている。なお、環境保全目標は、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いている。

また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 12 年 1 月 15 日施行）により、大気・水質・土壌の環境基準が設定されている。

(1) 大気環境

① 大気汚染に係る環境基準及び環境保全目標

	項　　目	環境基準値及び環境保全目標値	対象地域
	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	府内全域 ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
	光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内またはそれ以下であること。	
	浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3以下であること。	
	二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	
	一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
	ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m^3以下であること。	
	トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m^3以下であること。	
	テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m^3以下であること。	
	ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m^3以下であること	
	微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m^3以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3以下であること	
	ダイオキシン類	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m^3以下であること。	
※	悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。	府内全域

（注）1 二酸化窒素、微小粒子状物質（1 日平均値に係る目標値）に係る評価は、年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの（1 日平均値の年間 98%値）で行う。

2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。

・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。

・長期的評価は、年間における 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。ただし、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いはしない。

3 表の※印は、環境保全目標の項目である。

(2) 水質汚濁に係る環境基準及び環境保全目標

① 健康項目

項目	目標値	対象水域
カドミウム	0.003mg／L以下	全公共用水域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg／L以下	
六価クロム	0.02mg／L以下	
砒素	0.01mg／L以下	
総水銀	0.0005mg／L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg／L以下	
四塩化炭素	0.002mg／L以下	
1，2―ジクロロエタン	0.004mg／L以下	
1，1―ジクロロエチレン	0.1mg／L以下	
シス―1，2―ジクロロエチレン	0.04mg／L以下	
1，1，1―トリクロロエタン	1mg／L以下	
1，1，2―トリクロロエタン	0.006mg／L以下	
トリクロロエチレン	0.01mg／L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下	
1，3―ジクロロプロペン	0.002mg／L以下	
チウラム	0.006mg／L以下	
シマジン	0.003mg／L以下	
チオベンカルブ	0.02mg／L以下	
ベンゼン	0.01mg／L以下	
セレン	0.01mg／L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L以下	
ふっ素	0.8mg／L以下	
ほう素	1mg／L以下	
1，4―ジオキサン	0.05mg／L以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ／L以下	

（注） 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は（注）３のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005mg／Ｌを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする。

4 ＴＥＱ（毒性等量）は、複数の種類があるダイオキシン類の毒性を評価するため、測定されたダイオキシン類の量を、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン）の毒性に換算して表したもの。

② 生活環境項目（環境基準）

類型		AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性 / 項目		水道１級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	水道２級水産１級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	水道３級水産２級及びC以下の欄に掲げるもの	水産３級工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	工業用水２級農業用水及びEの欄に掲げるもの	工業用水３級環境保全
基準値（目標値）	水素イオン濃度（pH）	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.0以上8.5以下	6.0以上8.5以下
	生物化学的酸素要求量（BOD）	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下
	浮遊物質量（SS）	25mg/L以下	25mg/L以下	25mg/L以下	50mg/L以下	100mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
	溶存酸素量（DO）	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上	2mg/L以上
	大腸菌数	20 CFU/100 mL以下	300 CFU/100 mL以下	1,000 CFU/100 mL以下	－	－	－
対象河川水域名		－	父鬼川	槇尾川 松尾川 牛滝川 大津川上流	大津川下流	－	－

（注） 1 目標値は、日間平均値とする。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg／L以上とする。

3 水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

③ 生活環境項目：水生生物保全

類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値	目標値	目標値	対象河川水域名
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03mg/L以下	－

生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02mg/L 以下	－
生 物 Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05mg/L 以下	父鬼川 槇尾川 松尾川 牛滝川 大津川上流 大津川下流
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	－

（注） 目標値は、年間平均値とする。

④ 底　　質（環境保全目標）

項　　目	環　境　保　全　目　標	対　　象　　水　　域
Ｐ Ｃ Ｂ	10mg/kg	全　公　共　用　水　域
水　　銀	25mg/kg	
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g	

(3) 地盤環境（環境保全目標）

① 地盤沈下

項　　目	環 境 保 全 目 標	対　　象　　地　　域
地 盤 高	地盤沈下を進行させない	府 内 全 域

② 地下水質

項　　目	目 標 値	対象地域
カドミウム	0.003mg／L以下	府内全域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg／L以下	
六価クロム	0.05mg／L以下	
砒素	0.01mg／L以下	
総水銀	0.0005mg／L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg／L以下	
四塩化炭素	0.002mg／L以下	
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg／L以下	
1，2―ジクロロエタン	0.004mg／L以下	
1，1―ジクロロエチレン	0.1mg／L以下	
1，2―ジクロロエチレン	0.04mg／L以下	
1，1，1―トリクロロエタン	1mg／L以下	
1，1，2―トリクロロエタン	0.006mg／L以下	
トリクロロエチレン	0.01mg／L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下	
1，3―ジクロロプロペン	0.002mg／L以下	
チウラム	0.006mg／L以下	
シマジン	0.003mg／L以下	
チオベンカルブ	0.02mg／L以下	
ベンゼン	0.01mg／L以下	
セレン	0.01mg／L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L以下	
ふっ素	0.8mg／L以下	
ほう素	1mg／L以下	
1，4―ジオキサン	0.05mg／L以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ／L以下	

③　土壌汚染

項　　目	目　標　値	対象地域
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること	府内全域
全シアン	検液中に検出されないこと	
有機リン	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること	
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	
PCB	検液中に検出されないこと	
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること	
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002 mg以下であること	
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること	
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること	
1，4－ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	
ダイオキシン類	土壌 1g につき 1,000pg-TEQ 以下であること	

（注）1 検液とは土壌（重量）の 10 倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(4) 騒音に係る環境基準及び環境保全目標等

① 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立こんごう福祉センターの敷地
A	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。)
C	60デシベル以下	50デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　準　値	
昼　間 （午前 6 時から 午後 10 時まで）	夜　間 （午後 10 時から翌日 の午前 6 時まで）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間であっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注

(1)　「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

①　道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）

②　①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路

(2)　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①　2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15 メートル

②　2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　　20 メートル

②　鉄軌道騒音、建設作業騒音、その他の飛行場騒音、振動、低周波音

項　目	目　標　値	対　象　地　域
鉄軌道騒音（新幹線鉄道を除く）	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域
建設作業騒音		
その他の飛行場騒音*		
振　動		
低周波音		

＊…航空機騒音に係る環境基準の適用を受けない飛行場騒音を対象とする。

(5) 自動車公害に係る交通規制等の要請限度

① 自動車騒音

区域の区分		時間の区分	
		昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から午前6時まで）
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	６５デシベル	５５デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	７０デシベル	６５デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	７５デシベル	７０デシベル

備考　a区域、b区域及びc区域とは、以下の区域として市町村長が定めた区域をいう。

a区域　専ら住居の用に供される区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域）

b区域　主として住居の用に供される区域（第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域）

c区域　相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

② 道路交通振動

時間の区分／区域の区分	昼　　間	夜　　間
第一種区域	65デジベル	60デジベル
第二種区域	70デジベル	65デジベル

備考　第一種区域及び第二種区域とは、以下の区域として市町村長が定めた区域をいう。

第一種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、田園住居地域）

第二種区域　住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

資　料　編　3

環　境　関　係　用　語

■用語集

（あ）

ISO

International Organization for Standardization の略で、「国際標準化機構」と訳される。1947 年に設立された非政府組織で、世界の標準化のための専門組織。

有名なものには、「非常口のマーク」や「カメラのフィルム」、「ネジ」などがある。

ISO 14001

ISO（国際標準化機構）が定める環境に関する国際規格で、1992 年の地球サミットを受けて、地球環境問題に自主的に取り組むために作られた規格

悪臭物質

不快なにおいの原因となり、生活環境を損なう恐れのある物質を言い、悪臭防止法では、悪臭苦情の主要な原因物資としてアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の 22 物質を指定している。

アスベスト

天然に産出する鉱物のうちで高い抗張力と柔軟性を持つ絹糸状光沢の特異な繊維状集合をなすものの俗称である。石綿とも言い、耐熱性、耐薬品性等優れた性質を持つことから、建築物の耐火被覆材、保温材、吸音材及び自動車のブレーキライニング等に多く使われている。

微細な繊維の状態で容易に大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫等の健康障害をおこすことがある。

（い）

和泉市環境マネジメントシステム（I-EMS）

本市の組織が行う事務事業における環境負荷の低減及び環境保全の推進を図ることを目的として、平成 27 年度より本市で全庁的に推進している取組。

本庁舎全体の光熱費や公用車燃料消費量、紙の購入量等計 6 項目について削減目標を定めている。

硫黄酸化物（SOx）

硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄（SO）、二酸化硫黄（SO_2・亜硫酸ガス）、三酸化硫黄（SO_3・無水硫酸）などが含まれる。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。

一酸化炭素（CO）

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するとき、あるいは二酸化炭素が赤熱した炭素と接触するときに生ずる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給を阻害する。

いずみプラスチックごみゼロ宣言

令和元（2019）年 10 月に和泉市長名で行われた宣言。3R 運動の更なる推進、全庁あげてのマイバック持参運動や使い捨てプラスチック代替製品の活用など、プラスチックごみゼロに向けて不断の取組みを行うことが宣言されている。

（え）

SDGs

Sustainable Development Goals の略で「持続可能な開発目標」と訳される。2015 年 9 月の国連サミットにて全会一致で採択された 2030 年を年限とする 17 の国際目標。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目的とする。

（お）

オキシダント

オキシダントとは、オゾン、二酸化窒素、PAN（ペルオキシアシルナイトレート）、過酸化物等の酸化性物質で、中性よう化カリウム溶液からよう素を遊離する物質の総称。全オキシダントから二酸化窒素を除いたものが光化学オキシダントとされている。

オゾン層

大気中の酸素が紫外線の作用で光化学反応し約 30 億年かけて形成されたものであり、地上約 25km を中心とした成層圏に存在する。オゾン層は生物に有害な紫外線を吸収するため、生物の生存には不可欠なものであるが、近年フロンの放出等によるオゾン層破壊が確認されており、特定フロン（オゾン破壊性の強いフロン）の 1995 年末の生産全廃などが合意されている。

汚濁負荷量

BOD 等で表される汚濁物質が水環境に排出される量のことをいい、汚濁物質の濃度とこれを含む排水量

との積で表される（例えば、g／日）。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのこと。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の６物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。また、平成 27 年に三ふっ化窒素が新たに温室効果ガスに加えられた。

（か）

化学的酸素要求量（COD）（Chemical Oxygen Demand の略）

海水や河川水の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg／Ｌで表したものであり、数値が大きいほど水中の汚濁物質の量も多いということを示している。

カドミウム（Cd）

水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質であるといわれており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害（気腫）、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血液変化（白血球・赤血球の減少）のおこることもある。

主な発生源は、カドミウム精錬所、メッキ工場や電気機器工場などである。

（き）

規制基準

公害の防止のため、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の原因となる物質、並びに騒音・振動について事業者等が遵守しなければならない許容限度である。

（こ）

公　害

一般に公害と呼ばれる現象は、人間の活動の結果として生み出され、一般公衆や地域社会に有害な影響を及ぼす現象として、幅広くとらえられたことがある。しかし、環境基本法などの法律では、こうした広い概念のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に対して総合的に対策を推進することが定められている。この７つは、広い意味の公害に対し、典型７公害とも呼ばれている。

光化学スモッグ

大気中に共存する窒素酸化物と炭化水素が太陽光（紫外線）の下で反応し、オゾン、PAN（ペルオキシアシルナイトレート）等のオキシダント、アルデヒド類等を生成する現象である。

光化学スモッグは、夏季の日ざしが強く風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は目への刺激やのどの痛みなどの人体影響のほか、植物に葉の変色等の症状を与えるなど広範にわたる。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下するばいじんをいう。

降下ばいじんは、不溶解性物質（水に溶解しないもの）と溶解性物質に分かれる。不溶解性物質のタール分には発ガン物質などの有害物質が含まれている。

降下ばいじんは、簡易ばいじんびん、ダストジャー又はデポジットゲージで測定し、その結果は t/km^2/月で表す。

（さ）

再生可能エネルギー

自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。太陽光・太陽熱・風力・水力・地熱などをエネルギー源としたもので、自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。

酸性雨（Acid　Rain）

通常、雨水は大気中の炭酸ガスを吸着して弱酸性を示すため、pH5,6 以下の降水を酸性雨としている。大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物等の酸性物質が雨水に取り込まれ、酸性雨となる。

ヨーロッパやアメリカでは湖沼の酸性化による生態系の破壊や建築物への被害が大きな問題となり、原因物質が国境を越えて被害を及ぼすことが国際問題となっている。日本でも最近注目され、各地で酸性雨の調査が行われている。

（し）

紫外線（UV）

可視光線より波長の短い電磁波である。地上 20～30km にあるオゾン層は、可視光線を透過させるが、波長の短い有害な紫外線（UV-B）を吸収する働きがある。近年、フロン等のオゾン層破壊物質によるオゾン層の破壊が問題となっており、UV-B が直接地表に到達することによる皮膚ガンの増加や生態系への影響などを生じることが懸念されている。

新型コロナウイルス

「新型コロナウイルス」はコロナウイルスのひとつである。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大にあたり、各国ではロックダウン措置が行われるなどの措置が行われ、国内でも緊急事態宣言が出され、生活や事業活動のスタイルが一変した。このように短期的に新型コロナウイルス撲滅が困難であることを前提とした感染症対策と経済活動を両立させるための新たな戦略や生活様式のことをウィズコロナという。また、新型コロナウイルス感染拡大により、様々な変革を世の中にもたらしていることから、ウィズコロナは新型コロナウイルス感染症によって変わったこれからの社会を指す言葉としても表現される。

振動レベル

振動の加速度を dB で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位はデシベル（dB）を用いる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害用振動レベル計により測定した値である。

地震の震度でみると人体が振動を感じない、いわゆる「震度ゼロ」は 55dB 以下であり、「震度 1」が 55～65dB に相当する。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

森林環境税は、令和６年度から課税される国税であり、都道府県・市区町村での森林整備などを行う財源として扱われる。

森林環境譲与税は、森林環境税によって国に集められた税金の全額を、森林整備や人材育成、木材利用の促進などを実施する自治体の私有林及び人工林面積や林業就業者数、人口といった客観的な基準で譲与・配分を決定し、取組みを推進するために使用される。また、自治体は森林環境譲与税の使途の公表が義務化されている。大阪府においては、平成 28 年度から独自に森林環境税を活用し、自然災害から府民の暮らしを守るとともに、健全な森林を次世代につなぐ取組みを行っている。

（す）

水銀（Hg）（アルキル水銀、総水銀）

常温で唯一の液体の金属である。湿った空気中で酸化物になりやすく、有害である。神経系をおかし、手足のふるえ、言語障害、食欲不振、聴力視力の減退をもたらす。

なお水銀化合物の種類は多く、生体に対する作用の上から無機水銀と有機水銀に大別される。無機水銀化合物は、金属水銀及び塩化第二水銀が主で、その他、硫化水銀、酸化水銀、硝酸水銀、雷酸水銀等がある。有機水銀化合物の種類は非常に多く、酢酸フェニール水銀やアルキル基と水銀が結合したアルキル水銀（メチル水銀、エチル水銀、ジメチル水銀、ジエチル水銀等）がある。

アルキル水銀のうち、メチル水銀が「水俣病」の原因物質とされている。

また、検体に含まれる水銀又は水銀化合物の両者を合わせて、金属水銀の量としていくらあるかを分析したものを総水銀値（量）としている。

水素イオン濃度（pH）

溶液中の水素イオンの濃度をいい、溶液 1L 中の水素イオンのグラム当量数で表し、

一般には $pH=-\log \frac{[H^+]}{mol/L}$ として定義される（[H＋]は H^+（水素イオン）のモル濃度である）。pH=7 で中性、pH＜7 で酸性、pH＞7 でアルカリ性であり、特殊な例を除いて河川水等の表流水は中性付近の pH 値を示す。水道用水として望ましい水質は pH6.5 から 8.5 までの範囲である。

（せ）

生物化学的酸素要求量（BOD）（Biochemical Oxygen Demand の略）

河川水等の汚れの度合を示す指標で、水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量から求める。単位は一般的に mg/Ｌで表し、この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

生物指標

化学的酸素要求量（COD）のような理化学的な指標に対して、どのような生物が生棲しているかを調べることにより、水質の状況を知る指標。水質の状況を総合的に知る指標として特色がある。

ゼロカーボンシティ

「2050 年に温室効果ガス（二酸化炭素）実質排出ゼロ」を目差すことを、市町村長、都道府県知事自らが又は地方自治体として公表したまちのこと。

（そ）

騒音レベル

音の感覚は音圧レベルの他に周波数によっても変化する。この聴感補正（A 特性）の回路を組み込んだ騒音計により測った値を騒音レベルといい、単位はデシベル（dB）で表される。

総量規制

一定の地域内の汚染（汚濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（汚濁）物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染（汚濁）物質の濃度のみを対象とした従来の濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として総量規制が行われている。

（た）

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナポリ塩化ビフェニルの３種類の有機化学物質のこと。ものを燃やすときに発生しやすく、毒性が強い。

脱炭素社会

省エネを徹底することにより、地球温暖化の原因となるCO2などの温室効果ガスの排出を抑制するとともに、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を推進するなどして、温室効果ガス排出量の実質ゼロを実現する社会のこと。

炭化水素（HC）

炭素と水素から成り立っている化合物の総称で鎖式炭化水素、芳香族炭化水素のほか、縮合環式化合物、脂環化合物に属する多くの炭化水素がある。すべて完全に酸化すれば水と二酸化炭素になる。

（ち）

地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。温室効果ガス濃度上昇の原因は、石炭・石油などの化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

窒素酸化物（NOx）

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO_2）、一酸化二窒素（N_2O）、三酸化二窒素（N_2O_3）、五酸化二窒素N_2O_5などが含まれる。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつ。

（て）

適正処理

廃棄物は、そのまま排出されると、環境に大きな負荷を与えることになる。このため、廃棄物を公衆衛生や生活環境の保全上支障が生じないように、廃棄物処理法に定める処理基準等に従って処理することをいう。

テトラクロロエチレン（パークレン）（$CCl_2=CCl_2$）

有機塩素系化合物で、エーテル様の芳香のある無色透明の液体で不燃性である。水に不溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤として用いられている。毒性はトリクロロエチレンと同様。

（と）

トリクロロエチレン（$CHCl=CCl_2$）

有機塩素系化合物で、クロロホルム臭のある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。水に難溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。金属、機械部品などの脱脂・洗浄剤・一般溶剤として用いられる。

目、鼻、のどを刺激し、皮膚にくりかえし接触すると皮膚炎をおこす。また、蒸気を吸入すると、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害等をおこす。

（な）

鉛（Pb）

鉛及び鉛化合物は有害物質として古くから知られている。他の重金属と同じく原形質毒で造血機能を営む骨ずい神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱をおこし強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが、粉じんとして吸入し、あるいは経口摂取のおそれがある。

75%水質値

水質環境基準の生活環境項目であるBOD、CODの適合状況を判断する場合、河川の低水流量に対応する水質値として、75%水質値を用いて評価している。

すなわち、年12回の測定であるなら、75%水質値は12×0.75=9で低いほうから9番目（高いほうから4番目）の数値が基準値に適合しているか否かで判断する。

（に）

二酸化硫黄（SO_2）

燃料中の硫黄分が燃焼により酸化され、SO_2として

排出される。無色、刺激臭のある気体で、粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されている。

二酸化窒素（NO_2）

空気中の窒素や燃料中に含まれている窒素分が燃焼過程で酸素と結合して一酸化窒素となり、これが大気中で酸化されて二酸化窒素となる。低濃度の二酸化窒素を長期間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ、60ppm～150ppm といった高濃度になると、数時間のうちに鼻やのど、胸が痛み、呼吸が困難になることもある。

（は）

廃棄物

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等法令で規定された 19 種類の廃棄物をいう。また、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、ごみ、し尿等である。

パリ協定

2015 年 12 月に、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）にて採択された、2030 年までの温室効果ガスの排出削減の目標を定める枠組。世界共通の長期削減目標として、「産業革命前からの気温上昇を２℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続すること」、「主要排出国・途上国を含むすべての国が、削減目標を策定し国内措置を遂行、５年ごとに同目標を提出すること」等について言及されている。

我が国は、2030 年度に 2013 年度比 46.0％減を目標としている。

排水基準

排水基準は、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び上乗せ条例に規定されている工場または事業場からの排水の規制を行うための基準であり、カドミウムなどの有害物質や BOD などの生活環境項目ごとに定められている。

（ひ）

ppm（parts per million の略）

百万分中の幾分であるかを示す分率であり、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに繁用されている。

水質汚濁では、1L 中に 1mg 汚濁物質が存在する場合の濃度を 1ppm で示し、大気汚染では $1m^3$ の大気中に $1cm^3$ の汚染物質が存在する場合の濃度を 1ppm で表す。なお、pphm（parts per hundred million の略）は１億分の幾分であるかを表示する分率で 1ppm の 100 分の１に相当し、また、ppb（parts per billion の略）は十億分中の幾分であるかを表示する分率で 1ppm の 1000 分の１に相当する。

炭化水素類については、炭素原子数を基準として表した ppm 値である ppmC を用いる。

ヒ素（As）

金属光沢があり、灰色で、鶏冠石、石黄、硫ヒ鉄鉱などに硫化物として含有されている。ヒ酸鉛、三酸化ヒ素などは殺虫剤として農薬に用いられる。

ヒ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を呈す。水道水のヒ素許容量は 0.01ppm 以下ときめられている。

PM2.5（particulate matter 2.5 の略）

大気中に浮遊している粒子状物質で、大きさが 2.5 μｍ（1μｍは 1mm の千分の 1）以下の粒子のことをいう。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されている。

（ふ）

富栄養化

水の出入の少ない閉鎖性水域では、工場排水、家庭排水、農業排水などにより、水中の栄養塩類である窒素、リンなどが増えると藻類やプランクトンなどが太陽光線を受けて爆発的に増殖し、腐敗過程で更に水中にリンや窒素が放出され、次第に栄養塩が蓄積される。

浮遊物質量（SS）（Suspended Solid（懸濁物質）の略）

水中に浮遊している微細な固形物の量をいう。

浮遊粉じん

浮遊粉じんは、大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、物の破砕、選別、土砂のまきあげ、燃料等の燃焼過程等により発生する。このうち、粒径 10 ミクロン以下のものを浮遊粒子状物質と呼ぶ。

（ほ）

ポリ塩化ビフェニール（PCB）（Polychlorinated Biphenyles の略）

PCB は、不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にも優れた物質でその使用範囲は絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等多数である。

カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、昭和47 年に製造中止となっている。

（め）

メタン（CH_4）

無色の可燃性気体で、都市ガスの主成分である。有機物が水中で腐敗発酵する時に生じ、化石燃料の採掘や、水田、湖沼、海洋などから発生する。地球の温暖化の原因となる温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度は約 1.9ppm であって、地球の温暖化に及ぼす寄与率は約 23%である。

（よ）

溶存酸素量（DO）（Dissolved Oxygen の略）

水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。汚濁度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。一般的にきれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態になる。

令 和 ８ 年 ３ 月 発 行

「 和 泉 市 の 環 境 」

発　行　　和泉市 環境政策室 環境保全担当
〒594-8501　和泉市府中町二丁目７番５号
TEL　0725-41-1551 ㈹